

令和3年度 第4回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和4年1月7日(金) 午後1時30分から午後3時10分まで
場 所 : 県庁行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出 席 者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和3年度第4回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地法専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

※資料1, 資料1-Aに基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設及び変更の届出はありませんでした。それでは、前回の委員会の前に届出のあった、変更の届出である「イオンモール新利府 北館 南館」について、次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。変更の届出は、審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、ご意見があればお願いします。

今回の届出は、すでに変更済みということによろしいですか。

事務局

はい。令和3年10月8日から変更しています。

蒔苗委員長

変更後も特にクレームなどはなく営業されているのでしょうか。

事務局

はい。

栗原委員

夜間の騒音について、対策をしない状態では基準を超過するとのことですが、現状としてはすでに騒音対策を行い、基準を満たした状態で営業されているということでしょうか。

事務局

はい。対策を行った上で営業されています。

栗原委員

わかりました。その状況で地域住民からクレームがないのであれば、報告事項でよいと思います。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。それでは、異論も無いようですので「イオンモール新利府 北館 南館」は報告事項として進めてください。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【変更】ヨークベニマル名取愛島店（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

はじめに、イ「ヨークベニマル名取愛島店」の届出概要について審議を行いますので関係者のご入室をお願いいたします。

それでは事務局から届出概要の説明をお願いいたします。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

夜間の騒音レベル最大値について、西側はC 1～C 4 地点で評価していますが、A 1 地点で評価しても基準を超過しないのでしょうか。

設置者

夜間の騒音レベル最大値については、夜間の等価騒音レベルが大きい地点を予測地点として設定しています。5 6 ページの図をご覧くださいとわかるとおり、A 1 地点については夜間の等価騒音レベルが比較的小さくなっています。そのため、夜間の騒音レベル最大値についてもC 1～C 4 地点より小さくなると考えられます。

本郷委員

A 1 地点付近の騒音が小さくなるのは、午後 1 0 時以降は搬入車両の出入りがなくなるためということでしょうか。

設置者

はい。届出にあるとおり搬入作業の時間帯は午前 6 時から午後 1 0 時までになります。

本郷委員

わかりました。午後 1 0 時以降には搬入作業をしないよう徹底してください。

設置者

わかりました。

小林委員

夜間は搬入しないとのことですが、搬入のない時間帯はC棟の搬入口は閉鎖するのでしょうか。

設置者

状況に応じて閉鎖する方向で検討しています。

小林委員

既存の搬入口には看板がありましたが、C棟の搬入口にも看板は設置するのでしょうか。

設置者

はい。警察から一般車両が入らないような表示をするように指導があったため、看板を設置します。デザインは未定ですが「搬入用」というような表示になると思います。

蒔苗委員長

駐車場の収容台数について、届出台数は減少しますが、従業員用も含めると実質的には増加するかと考えてよろしいでしょうか。

設置者

はい。今回C棟を建設するにあたって敷地を拡張していますので、全体的には台数は増加します。

蒔苗委員長

届出台数を減らしたのには何か理由があるのでしょうか。

設置者

実際には従業員兼用も含めて319台ありますが、今回の届出にあたって届出台数を立地法上必要最低限の台数である174台として整理したということです。

蒔苗委員長

わかりました。他には何もないでしょうか。では、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

ロ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ大崎市古川店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称)ドラッグストアモリ大崎市古川店」の届出概要について審議を行いますので関係者のご入室をお願いいたします。

それでは事務局から届出概要の説明をお願いいたします。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

栗原委員

営業時間が24時間で届出されていますが、実際に24時間営業されるのでしょうか。

設置者

実際には午前9時から翌午前0時まで営業する予定です。地域から24時間営業の要望があった場合に対応できるように、24時間で届出しています。

栗原委員

閉店している時間帯には駐車場は閉鎖するのでしょうか

設置者

はい。営業時間に合わせて閉鎖します。

栗原委員

わかりました。

内田委員

従業員用駐車場の台数が多いように感じますが、店舗により近い区画に来客用の63台を配置し、それ以外の区画を従業員用に割り振っているということでしょうか。

設置者

はい、そうです。

内田委員

それでは、来客用と従業員用の区別は便宜上のもので、従業員用に一般の車両が駐車しても問題は生じないのでしょうか。従業員用駐車場は国道4号に面しているのですが、店に用のない一般車両が勝手に駐車してしまうということも想定されますが。

設置者

問題ありません。また、来客用と同様に閉店している時間には入口を閉鎖し、違法駐車をさせないようにする予定です。

小林委員

40ページの用途地域図で、敷地の東側と西側に赤と黒のラインが入っていますが、これは都市計画道路の予定の線でしょうか。

設置者

はい、そうです。

小林委員

将来敷地の一部が道路に接収される可能性があるということですね。そうであれば、5ページの「都市計画事業の有無その内容」の項目に道路のことを記載した方がよいと思います。

設置者

現在、その都市計画道路の建設は未定になっているため、記載していませんでした。

小林委員

わかりました。

荷さばき実施時間帯を24時間に設定した理由について、6ページに「周辺住居等に対する騒音防止の観点から」と記載されていますが、この文章だと周辺環境に配慮したのかどうか曖昧になっています。実際の搬入は4時から22時の間に分散して行う計画のようですので、そのあたりを記載していただいた方がよかったです。

出入口3について、30ページの配置図だと大崎市管理道路に面している出入口と国道4号に面している出入口がずれているように見えるのですが、まっすぐにはできなかったのでしょうか。

設置者

どちらの出入口も同じ幅員で、ずれはありません。

小林委員

わかりました。図面上で「止まれ」の文字がずれているため、可能であれば修正していただいた方がよいと思います。

設置者

対応します。

小林委員

敷地の周りにフェンス等を設置する予定はありますか。

設置者

西側と東側の市道に面した敷地境界にはフェンスを設置します。国道側には設置しません。

小林委員

東側の市道に面した前室の壁について、38ページの立面図を見るとシャッターがついているようですが、このシャッターの用途を教えてください。荷物の搬出用のものでしょうか。

設置者

そちらは防火シャッターで、搬出用ではありません。

小林委員

駐輪場ですが、計画の位置ですと駐車場の間を通って行かなければならず、使い勝手が悪い印象を受けます。ただし、少し気になる程度ですので、必ずしも対応いただかなくても大丈夫です。

蒔苗委員長

19ページに関係機関との協議内容の記載がありますが、協議の結果について教えてください。

設置者

協議の際に一番問題になったのが大崎市管理道路の利用についてです。今回の店舗敷地は従来はパチンコ店が立地していましたが、西側と東側の市道側には出入口がなく、来客車両は市の管理道路から店舗に出入りしている状況でした。しかし、管理道路は交差点部にあり危険なため、今回の出店にあたって地元警察署から管理道路を閉鎖してほしいとの要望がありました。大崎市に相談したところ、了承を得ることができたため、閉鎖することになりました。ただし、市からの要望で災害時に開放ができるように取り外しが可能なチェーンバリカーで閉鎖する予定です。バリカーの解錠については、事業者ではなく大崎市で行うことになっています。

蒔苗委員長

国道側の出入口について国土交通省とも協議をしているようですが、そちらの協議結果はどうでしょうか。

設置者

当初、既存の出入口は閉鎖されており、水路の側溝があったため、より交差点に近い位置に出入口を設置する予定でした。しかし、警察から出入口を交差点に近づけることは認められないとの指導があったため、既存出入口を使用することとして、国土交通省にもその内容で協議をしました。

蒔苗委員長

出入口の拡幅や隅切りの改造についても協議しているようですが、拡幅については認められず、隅切りの改造のみ認められたということによろしいですか。

設置者

はい、そうです。

蒔苗委員長

出入口の管理は引き続き大崎市が行うのでしょうか。

設置者

事業者が行います。

蒔苗委員長

国土交通省も危惧しているようでしたので、適切な管理をお願いいたします。

設置者

わかりました。

小林委員

廃棄物等保管施設について、37ページの図では①と②で保管する廃棄物の種類を分別していますが、①と②の間には何か仕切りをするのでしょうか。

設置者

ライン引きをします。

蒔苗委員長

そのほか質問はよろしいでしょうか。では、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【変更】ヨークベニマル佐沼店（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（3）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、審議を行います。

はじめに、イ「ヨークベニマル佐沼店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

ロ【新設】利府ペアガーデン（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、ロ「利府ペアガーデン」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

ハ【新設】ツルハドラッグ石巻広瀬店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、ハ「ツルハドラッグ石巻広瀬店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料6に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

ニ【新設】(仮称)クスリのアオキ大河原店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、ニ「(仮称)クスリのアオキ大河原店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料7に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

(4) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は3月22日に開催予定ですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。